# 天正の兵乱と近世高野山寺領の成立

Tenshou Era Wars and the Establishment of Modern Koyasan Temple's Territory

笠原正夫\*

Masao KASAHARA

## **Abstract**

Koyasan surrendered to Hideyoshi TOYOTOMI's invasion of Kishu in Tenshou 13 (1583). However, it was deprived of a wide range of Kishu's territory.

Ogo MOKUJIKI is said to have played a great role in this event. Thereafter, Hideyoshi continued to rule Koyasan. Koyasan as a feudal lord governed and administered Kishu's territory, and survived into the early modern society until the Meiji Restoration

キーワード:豊臣秀吉(豊臣政権) 木食応其 天正検地 興山上人橋本開基縁起 行人方・学侶方・聖方

## はじめに

中世には広大な荘園を保持して一大勢力を誇った高野山は、天正 13 年 (1585) の豊臣 秀吉の紀州攻めに降伏して危機を脱したが、豊臣政権の支配下に組み込まれて、2 万 1000 石の寺領を保障されて存続するのは周知のことである。

<sup>\*</sup>本学非常勤講師、日本近世史(Japanese Early Modern History)

本稿は、中世以来の寺領の解体が行われ、豊臣政権下で新たな寺領の支配がどのように行われているかについて考えるが、既に 1920 年代に神亀(中田)法寿氏が高野山の寺領支配の統治組織の面から解明を試みられている<sup>1)</sup>。1950 年代に入ると、関山直太郎氏や安藤精一氏らが寺領内の百姓の生活に目線を当てた多彩な研究を発表されている<sup>2)</sup>。また、和多昭夫氏が木食応其の役割について解明されている<sup>3)</sup>。

高野山を扱った近年の研究もめざましいものがある。戦国期の村と地域に関して示唆的な成果を発表している矢田俊文氏の研究<sup>4)</sup> や、近世高野山寺領の成立や幕府の宗教統制と高野山の動向などから高野山を見た小山誉城氏の研究、前田正明氏の天正 19 年の高野山寺領の検地の研究などが発表されている<sup>5)</sup>。さらに自治体史の編纂は、高野山寺領内の広範な地域の解明が行われ大きな成果をあげている<sup>6)</sup>。

本稿は、それらの先行研究に触発されて取り組んだが、高野山の山上の発達とかかわって膝下の橋本が、水陸交通の要衝として発達したことにも触れてみた。また、天正 19・20年に検地を実施し、伊都・那賀両郡で 2万 1000 石の知行地が創り出されて高野山寺領の知行目録が成立するが、それを基にして、慶長 6年には徳川家康がほとんどそのまま安堵している。そこに豊臣政権や徳川幕府などの統一政権が把握する高野山寺領と、その知行目録に基づいて年貢・課役の単位として地域を把握しようとする封建領主としての高野山の寺領支配の地域のとらえ方の異質性について考える。

一大宗教教団として存在する高野山は、内部に行人方・学侶方と聖方の三教団が存在し、 それぞれが幕府から所領を保障してもらっている。三教団は、支配する寺領内の村々を統 治しているが、その支配機構はいまひとつ明らかではない。その点についても考察してみ たい。

### 1. 木食応其と高野山

天正 13 年 3 月、紀伊国に攻め入って根来寺や雑賀衆を攻略した羽柴秀長は、抵抗する 太田党らが立てこもる太田城を水攻めにして、攻撃中の 4 月 7 日、高野山攻めを命じて粉 河に軍勢を進め、帰順を求めるために細井新介を高野山へ派遣した。高野山は正式の山内 の僧でない客僧の木食応其を交渉役にたて、行人方と学侶方の代表を伴って粉河に赴かせ て降伏し、全山の焼き討ちをまぬがれた。

秀吉は、天正 13 年 4 月 10 日付で七か条の朱印状を提示した<sup>7)</sup>。それには、高野山の所領について御手印縁起に記されている範囲は寺領として認めるが、その後の押領地は返上せよ、寺僧は武具や鉄砲を放棄して学問をたしなみ、仏事謹行に専念せよ、天下に敵対する謀反人や悪逆人を寺中に抱えず、延暦寺や根来寺のように天下に敵対して破滅しないよ

うに分別せよなどを命じ、これらを受け入れるならば請状を書いて提出するように要求した。

この秀吉の旧来の寺院組織と権益を全面的に否定する過酷な降伏勧告書を高野山は受け入れて、4月16日付で御朱印外の所領を返上し<sup>8)</sup>、衆徒行人・その他の僧徒は武具・鉄砲を放棄するとともに、大師置目や御朱印状の趣旨を守って仏事に専念することと、謀反悪逆人を山内に抱えないことなどを「当山老若一統」が同意のうえ末代まで守ると使者の細井新介にあてて御判請状を提出している。この請状には、法眼空雅と検校法印が全山を代表して署名しているが、木食応其は客僧であるため署名していない。

豊臣秀吉に屈した高野山は、山内の武力=武具の支配権を秀吉に握られ、僧は学問と仏 事謹行に専念する、いわゆる「兵僧分離」の体制が成立した<sup>9)</sup>。ついで 6 月 13 日、秀吉 は金剛峯寺にあてて五か条の「覚」=事書を発して高野山の復興に着手した<sup>10</sup>。「金堂儀 破滅之由候之条、悲母為逆修可建立候」とあるように、大政所(秀吉の母)を大檀那にし て、破損著しい金堂の修理費用を「然者八木壱万石、秀吉申付候、并和州宇智郡一円、紀 州伊都郡旧領外在之分、両郡都合参千石事、今度返進旨……金堂可造畢間、為造用物成事 申付候」と、金堂造営のため現米1万石と宇智郡と伊都郡の旧領3000石の所領の「返進」 を新たに申付けて安堵した。金堂修築工事の完成については、木食応其に委任しているの で木食に従うようにせよと命じる一方で、木食応其に対して秀吉は、「今度山之仕置申付 畢、殊守其旨学侶方寺僧方内外之法度可有下知、若又及違儀者於有之者可致言上者也」\*\*\* と、木食応其に工事一切の指揮の権限を与えて金堂再建にあたらせている。金堂は、2 年 後の天正 15 年 9 月 7 日に落慶供養が行われている <sup>12)</sup>。その前年の天正 14 年 7 月 28 日の 「大閤様御雑談之趣木食記録之一札」13)によると、末座に金剛峯寺使節の衆徒両人や次 の間にいる諸大名の面前で、秀吉は、「山も安全ニして、仏法相続之瑞相也」と山内で仏 法が繁栄することを祝したうえで、「木食 1 人ニ対し、高野を立をかせられ候間、高野の 木食と不可存、木食か高野と可存…」と各衆僧に申聞かせている。秀吉は、木食応其を高 野山を代表する地位に任じ、高野山を支配していこうとした。

なお、寄進されたこの 3000 石の所領のうち「伊都郡旧領外これある分」は、紀ノ川北岸の隅田北庄・相賀北庄・官省符庄・笠田庄と那賀郡の名手庄・静川庄に比定されるが、これらの地域は、中世末期には高野山領であった。天正 19 年に高野山寺領の検地が終了してからは、羽柴秀長の支配地となり、同 19 年 10 月に新たに高野山寺領に寄進されるまでの期間は、木食応其が秀長から安堵されて管理を任されていた 14)。

高野山寺領の検地は、天正 18 年 9 月から始まるが、検地が実施されている最中の 9 月 13 日に、応其が高野山の年預御房にあてて書状を書いている <sup>15)</sup>。「高野之諸堂之懸り供、仏供燈明領(料)、百八十供領(料)、正月より極月まで年中之諸成物、法印両学頭行事之供なとまても、往古と中古と二とをりニ被遊候て、急度此方へ可給候、先日も年預代へ申

遺候、関白様より御寄進状箱いそき待申候…」とあり、山内の宗教的諸行事に必要な経費を知らせるように督促している。応其は秀吉から寺領の寄進を受けるにあたり説明する材料にする必要があったからである<sup>16)</sup>。

天正 18 年 3 月に隅田庄内の岩倉池が木食応其の指示で改修されている。また、その他、 平谷池・畑谷池など河北の段丘上にある主要な池が集中的に改修が行われている。これら の池は天正期以前に築造されており、長年の利用による破損箇所や不備な箇所が修復され た。秀吉は高野山麓の検地を実施するにあたり、応其に人心の収攬を目的に池の改修を実 施させたと考えられる<sup>17)</sup>。室町時代以来高野山が保持している勧農権を木食応其が継承し てそれを駆使し、所領内の土木工事を進めたのであろう。

## 2. 木食応其と橋本

橋本市東家に標高  $88 \sim 90$  メートルの相賀台と呼ばれる南向きに張り出した舌状台地がある。その台地から出土した瓦器・椀皿など遺物と土壙は、13 世紀後半から 14 世紀後半と考えられ、しかも遺構全体の状況から戦闘を目的にした城郭よりも統治を主眼においた館(「東家館」と仮称)と考えられる 18 。しかし、今のところ「東家館」の存在を明確にした文献史料は発見されていないが、「四郷以下公方役書上」 19 を分析した岩倉哲夫氏は、応永  $19 \sim 20$  年( $1422 \sim 23$ )にかけて公方役が伊都郡内の各地に課せられていることから、この遺跡を紀伊国守護畠山氏の伊都郡域の支配の拠点となった伊都郡奉行の館と推定している 20 。

市脇にある相賀大神社は、東家・寺脇・市脇・野の4村の総社であり、境内では市が立ち、天授3年(1377)に総社の「七の日」の市の「市之津領(料)」を納めていたとある<sup>21)</sup>。 市脇は、河内方面から通じる高野街道の要衝で物資の集散が多く、商人・運送業者も居住して繁栄した。この状況に着眼した畠山氏は、伊都郡奉行館に家臣化している土地の武士団を入れて支配した。

木食応其の出自は不明な点が多いが、応其は、天正期になって豊臣政権と結び、東家の東方に川を隔てた地に建てられた惣福寺を中核にして整備に取りかかり、紀ノ川の河川交通と結びついた経済活動に重点をおいた拠点の創設に着手した。惣福寺は、その後応其寺と改称した。

天正 15 年 12 月 24 日付で興山上人(応其)から相賀庄の旧族の贄川二兵衛・贄川藍物の兄弟らにあてて出された書状がある。「橋本町家相調珍重ニ候、都鄙往行之駅所売買之津也、屋敷御免許并一六塩市達上聞相済、八之市相賀惣社より移之」とあり、紀ノ川北岸の相賀庄古佐田村域の支流の谷口川が合流するあたりの荒地を開発して町場を形成させ

た。東家の商人もこの地に移住して、天正期には「一六塩市」を設け、これまで荘園内で営まれていた塩市を集めた<sup>22)</sup>。また、相賀惣社から「八の市」を移して紀ノ川の河川交通の活用と、大和方面への陸上交通も視野に入れた新しい流通の拠点に創りあげた。

慶長 6 年 (1601) 12 月 6 日付で、浅野左京太夫が橋本町中にあてて「伊都郡橋本町屋敷分弐拾七石五斗五升之所令免許者也」と屋敷地子免状を出している<sup>23)</sup>。慶長検地で認可された橋本町屋敷分 27 石 3 斗の土地が、それに連続していると考えられるが、寛永 19 年 (1642) 3 月 12 日の書状に、東西 4 町 7 間、南北 35 間、家数 134 軒と町場の範囲が記されている <sup>24)</sup>。また、享保元年 (1716) 12 月の「御巡見様御尋之時に可申上口上書覚」<sup>25)</sup>に、「古蹟之事、古佐田村ニ昔関所之跡、古昔贄川筑後守と申仁、諸色に口銭留被申候所と申伝候」とあり、贄川氏が古佐田村に設置している関所を通過する諸荷物から口銭を徴収していることが記されている。贄川氏は相賀北庄に本拠を置いている中世武士団の系譜を引いているが、天正期には土着して商人になっていた。やがて多くの川船が着船して諸物資を集散し、橋本の川湊も繁栄するが、陸路大和や河内方面へ運ばれる物資が増え運送業者も集まって橋本町もにぎわった。

延宝3年(1675)3月に作成された応其寺の「興山上人橋本開基縁起(記)」<sup>26)</sup>に、「興山上人、此川表懸百三十間橋、渡往来数千、故号橋本、当地其以前、荒原草野、走躍羽毛之栖也」とあり、天正15年に130間の橋が架橋されたとある。橋の規換・構造などを実証する記述はないが、「橋本」の地名の起源にかかわる問題として長年議論の対象となってきた。裏付ける史料はないが、前述の天正15年9月7日に高野山で営まれた金堂の落慶法要に、羽柴秀長が秀吉の代参として山上へ登っていることなどから、紀ノ川の架橋もあながち否定もできない。

### 3. 天正検地と高野山

羽柴秀長は、帰順した高野山に対し、天正 14 年 (1586) 4 月に寺領を木食応其に支配を任せて保障したが、その一方で、大和・和泉・紀伊の3国の統治を任された羽柴秀長は、家臣を紀伊国へ入れて支配体制を固めていった。このとき、秀長に従った紀伊の在地領主は所領を安堵されたが、抵抗した在地領主は所領を没収されて没落した。

天正 15 年 9 月の日高郡江川村の検地帳写は、同郡和佐村手取山城主玉置民部少輔が支配していた所領を調査報告させたもので、紀伊国で一番古い検地帳である。このように豊臣政権に従った紀伊国の在地領主は、それぞれ所領を調査して報告し、統治者の秀長から支配権を保障されたのであるが、紀伊国には天正 15 年の検地帳は他に残っておらず、検地実施当初に関する理由は不明である。天正 18 年から翌 19 年頃に紀伊国内の検地が行わ

れるようになったが、高野山寺領は 18 年 9 月から検地が始まり、翌 19 年 10 月頃にかけて実施されている <sup>27)</sup>。そして、検地がほぼ終了した天正 19 年 10 月 24 日に、秀吉は高野山に対して「御検地被仰付処、高野寺領三千石之外、及伍万石在之事、被驚思食候、旧領外三千石之御朱印と申侯哉、諸国之知行方御朱印被下侯時、不限旧領新知、高辻書載被下候処、旧領之外と申掠段、重科之條、曲事被思召事」とあるように、秀吉は検地をすると 5 万石もあり驚いたとある <sup>28)</sup>。

高野山は、旧領以外は 3000 石の御朱印地があると主張するが、御朱印状を下付するときは旧領・新知ともすべて高辻 (石高) を正確に書き上げている。それなのに、旧領の外に 3000 石の寺領があるとの理由で所領を掠め取るのは曲事であると、高野山に圧力をかけている。

高野山寺領の検地には、秀長の家臣の小堀新介政次が検地奉行として担当した。その範囲は高野山麓の紀ノ川南岸と支流の貴志川の流域である(貴志荘の左岸は入らず、右岸の「東岸」のみである)。検地の結果、作成された寺領の検地目録は 2 通存在する。1 通は「寺領方目録之事」で、伊都郡 18 地域 5193 石 8 斗、那賀郡 9 地域 4865 石 7 升で、両郡合わせて 9998 石 8 斗 7 升である(表 1)。秀吉が認知した高野山寺領 1 万石の内訳であると考えられる<sup>29)</sup>。

一方同年 10 月の「高野山御知行目録」(表 2) は、伊都郡 21 地域、5104 石 3 斗 1 升 7 合、那賀郡 10 地域、5647 石 5 斗 7 升で合計 1 万 751 石 8 斗 8 升 7 合で、所収されている地域名はほぼ一致するが、「御知行目録」の方が 753 石 1 斗 7 合多くなっている。

また、「寺領方目録」(表 1) に記載されている地域 の石高は、ほとんど区切りのよい「石」でまとめられており、寺領 1 万石に整うことを目的に作成されている。一方の「御知行之目録」<sup>30)</sup> (表 2) 記載の地域は、「石」以下は「斗・升・合」の単位まで詳細に記されている。

したがって「御知行目録」は、寺領を検地した結果の石高を表記したものであり、「寺領方目録」は実際の検地の石高を基礎にして1万石の寺領を創設するために、各地域の石高を基礎にして1万石の寺領を創設するために、各地域の石高を操作しながら調整して作成したと考えられる。更に「御知行目録」に記されている清水・向副・河根の3地域の合計した石高は1039石6斗5升であるが、木食応其の所領の1000石に充てられたものである。清水は、「義演准後后日記」<sup>31)</sup>の慶長2年(1597)3月15日の条に「紀州清水ニ至一宿、上人領地也」とあり、木食応其の直轄領であった。また、近世においては、「清水三か村」として清水・畑(東畑・西畑)・馬場が、「向副三か村」として向副・横座・賢堂がそれぞれ記されている<sup>32)</sup>。清水・向副の両地域の中に共同体としての村落が生まれており、独立した村の河根も含めて興山寺が「清水組八か村」、1000石として掌握している。この点から、清水・向副・河根が木食応其の所領であったと考えられる。

表 1 天正 19 年 10 月 21 日豊臣秀吉朱印寺領方目録 表 2 天正 19 年 10 月高野山御知行目録

表 1 大止 19 年 10 月 21 日:	豊臣秀古朱印寺領万日
地 区	石 高
ふき (富貴)	717 石
すか (筒香)	200 石
まに (摩尼)	100 石
北また (北又)	50 石
にしかう (西郷)	80 石
ひかしかう(東郷)	00 · H
しいて (椎出)	70 石
しそんゐん (慈尊院)	160 石
くとやま (九度山)	280 石
こさわ (古沢)	370 石
ほそかわ (細川)	110 石
しか (志賀)	254 石
あまの (天野)	607 石
見たに(三谷)	685 石
四村	350 石
しふた(渋田)	890 石
大たき (大滝)	89 石 3 斗
やなせ(梁瀬)	98 石
ゆかわ (湯川)	83 石 5 斗
伊都郡合計	5193 石 8 斗
野田原	175 石
小川	865 石
花そこ (花坂)	213 石 4 斗
はせ (長谷)	509石5斗7升
け原 (毛原)	988 石 1 斗升
ともふち (鞆渕)	1053 石
ほその (細野)	405 石
さるかわ (猿川)	560 石
かうの内 (神野)	36 石
那賀郡合計	4805 石 0 斗 7 升
両郡合計	9998 石 8 斗 7 升

(金剛峯寺編『高野山文書 第三巻』)

表 2 大正 19年 10 月局	
地区	石 高
こさわ	396石1斗
三谷	686 石 3 斗 8 升
四村内	350 石 9 斗
志賀	254 石 5 斗 6 升
天野	607石0斗9升
東細川	115 石 3 斗
西郷	37石6斗2升
しゐて(椎出)	70 石 0 斗 9 升
かね (河根)	10 石 8 斗 6 升 5 合
大滝	89 石 3 斗 7 升
やなせ(梁瀬)	98 石 8 斗 2 升 7 合
ゆかわ (湯川)	83 石 5 斗 7 升
しそんゐん (慈尊院)	167 石 4 斗 2 升
清水	627 石 3 斗
くと山 (九度山)	276 石 8 斗 1 升
ぬかそい (向副)	304石0斗
北また (北又)	51 石 5 斗 4 升
まに (摩尼)	100 石 4 斗 7 升
ふき.ひかしふき.にしふき	717石8斗4升
つヽが (筒香)	196 石 2 斗 7 升
ひか (郷) 東郷	41 石 2 斗 1 升
伊都郡合計	5104石3斗1升7合
しふ田 (渋田)	891 石 5 斗 5 升
はせ(長谷)	505 石 0 斗 6 升
ともふちの内	1049 石 3 斗
たころ谷など 10 地区	1049/4/3/4
はなさか (花坂)	212 石 3 斗
おかわ.さかもと.ふく井	865 石 1 斗
大の.中田梅本	003年1十
毛原の内	899 石 1 斗 5 升
さる河 (猿川)	560 石 4 斗
ほその内 (細野)	405 石 6 斗 4 升
野田原	175 石 7 斗 5 升
け原内大原	83 石 3 斗 2 升
那賀郡合計	5647石5斗7升
両郡合計	10751 石8斗8升7合
	•

(金剛峯寺編『高野山文書 第1巻』)

広範な寺領は、伊都郡と那賀郡にまとめられているが、「寺領方目録」では那賀郡になっている花坂・四村は、伊都郡に入るべきであり、「御知行目録」の那賀郡になっている 渋田・花坂も伊都郡に入らなければならない。 両郡の郡境付近にある地域の実態は時期に よって変動があり、微妙であったと思われる。

天正 20 年 (1593) 8 月 4 日に、金剛峯寺惣中にあてて出された秀吉の朱印状によると、 天瑞院 (秀吉の母、大政所) の追善供養に剃髪寺を建立したが、その費用として新たに那 賀郡内の 14 地域と伊都郡の 2 地域を合わせて 1 万石を寄進している<sup>33</sup> (表 3)。

表 3 天正 20 年高野山寺領朱印状

	7 m 20   Inj.	2 E 3 15(7)(4)
	地 域	石 高
1	神野	2436 石
2	志賀野	108 石
3	東岸 (貴志)	1199 石
4	真国	400 石
5	黒川	130 石
6	千田 (善田)	135 石
7	糟上 (勝神)	58 石
8	鶴月 (調月)	1237 石
9	荒川	2542 石
10	遠方	142 石
11	杉原	330 石
12	荒見	460 石
13	大津 (麻生津)	450 石
14	川張・平野田	172 石
	(皮張・平沼田)	
	計	9799 石

そのうち 7000 石は惣中の支配とし、残り 3000 石の納入米のうち 1000 石は、剃髪寺の仏供灯明及び寺僧の諸賄料に充て、2000 石の毎年の納米を貯え、それを惣山の堂塔伽藍の修理料に 3 分の 2 をあて、3 分の 1 を残して置くように決めている。紀ノ川南岸沿いに麻津以西と比較的平野部である荒川・調月・東岸から野上谷の西部の神野・志賀野地域である。

高野山寺領は、2万1000石と確定したが、山内には学 侶方と行人方という伝統的な2派の集団があり、豊臣政権 と結びついた木食応其が2派をまとめ山内を統一していた。慶長5年(1600)3月9日に増田長盛が発した2万1000石の支配の内訳は、学侶方7500石・行人方5500石・青厳 寺料3000石・木食応其領1000石・奥院の灯明田2000石・行人方のうち惣分入用領2000石である。灯明田や惣分入用領と木食応其領を合わせた5000石の人足は応其が召使い、青厳寺の住持は先年の御朱印のとおり応其が兼ねており、高野山では木食応其は豊臣政権を背景にして勢力を有した34。

(『高野山文書 2』)

## 4. 寺領の「村」の構造

「寺領方目録」・「御知行目録」・「寺領朱印状」に所収されている地域(村)は、近世の村とは異なっており、広大な一円荘域である<sup>35)</sup>。『紀伊続風土記』記載の「荘」や「郷」にほぼ該当する。高野山寺領の大部分は山間地帯で、紀ノ川へ注ぐ大小の支流が山間部へ

深く入り込んで複雑な地形をつくり、全域的に平地が乏しいが、山腹の斜面に耕地も開墾 されて、谷筋などに大小さまざまな集落もできている。

豊臣政権は、高野山に所領を与えるにあたり、天正 19 ~ 20 年にこれらの地域の検地を行い、支配の単位の「村」をつくり出して所領目録に記載したが、「村」は、前述のように高野山寺領 1 万石という石高に合わせるためにつくり出された石高の「村」であった。この検地が行われているのは天正 19・20 年の所領目録に記載されている「村」の下位の単位の地域(村)で、この地域が実際の年貢収納の単位として機能していた。この地域(村)の集合体が、天正 19・20 年の知行目録に掲載されている地域(村)で、知行目録は豊臣政権が実施した検地によって支配された「村」の土地台帳であった36。

天正 20 年 12 月 12 日の「猿川庄収納支配日記」<sup>37)</sup> の「猿川庄」は、支流の貴志川上流の野上谷奥地にあり、名寄惣高は 553 石 9 斗 8 升 8 合 4 勺と記されている。天正 19 年の知行目録の「五百六拾石四斗九升 さる川」と記載された石高と類似した数値である。「猿川庄」と呼ばれる地域には、猿川谷・滝野川・菅澤と称する「村」があり、「瀧川之庄屋ニテ造用」が 8 斗 9 升、「猿川谷庄屋ニテ造用」が 9 斗 3 升、「菅澤庄屋ニテ造用」が 4 石 4 斗 4 升とある。また、「庄屋三人肝煎一人、以上四人之給」が 3 石 1 斗と記されていて、既に庄屋・肝煎もおかれ、独立して機能を発揮している「村」ができている。それらの「村」の集合体が「猿川庄」を構成しているが、領主の高野山は、知行目録に記載された「猿川」を把握し、それを構成する猿川谷・滝野川・菅澤の「村」が徴税の単位である。さらに慶長 5 年、同 19 年の「学侶方免相録」や慶長 10 年「高野山衆徒中寺領目録」を分析しても、天正 19・20 年の「知行目録」所収の地域(村)は下位に存在している村々の集合体であることが明らかで、天正 19・20 年定められた支配地域と石高が慶長期まで機能している 380。

徳川家康は、関ヶ原の役後の慶長 5 年 11 月 3 日、石田三成に組したため高野山を去った木食応其の後に弟子の文殊院勢誉を後継者に認め、増田長盛が定めた寺領の 2 万 1000 石を保障した<sup>39)</sup>。秀吉が寄進した寺領は金剛峯寺に対してで、学侶方・行人方・聖方には分割した目録を与えていない。それは三派が教団内部の身分に関係していたからである。しかし、その所領をめぐって紛争が絶えなかった。

慶長 6年 5月 21 日に、高野山は家康から改めて 2 万 1000 石の所領を安堵されているが、 朱印状は学侶方と行人方に個別的に与えられている。行人方に与えられた知行目録には、 奥院 2000 石・修理領 1000 石・興山寺領 1000 石・行人方 7000 石と記されている <sup>40</sup>。 した がって学侶方は 9500 石である。だが、天野社や慈尊院も含んだ山内の法要や祭礼などの 教団の行事は、学侶方・行人方が別々に行うのではなく、大法要に至っては両派が共同で 実施した。そのため必要な百姓らの人夫や雑役などは寺領内の全村の協力によらなければ ならなかった。

封建領主としての高野山は、寺領の村々に課する年貢や夫役などは学侶方・行人方(修

理領を含む)が支配下の寺領の村々から独自に徴発したが、幕府の朱印状を無視して行うことができなかった。元和 3 年 9 月 10 日付で徳川秀忠が、行人方衆中にあてて知行地について慶長 6 年 5 月 21 日の家康のそれと同じ内容の朱印状を出している $^{41}$ 。また、慶安 2 年 9 月 21 日の徳川家光の行人方衆中にあてた朱印状には、慶長 6 年の家康および元和 3 年の秀忠の両先例とおりの知行を認めているが $^{42}$ 、新たに 100 石の東照宮の御仏供領が加えられている。

徳川幕府で高野山内に東照宮建立の話が起こり、寛永期に徳川家霊台が創建されるが、家光は紀州藩内の紀ノ川南岸の隅田組中道村の村高 300 石のうち、100 石を興山寺御宮領にし、残り 200 石を聖方の大徳院領とした <sup>43)</sup>。貞享 4 年 10 月 18 日の行人方にあてた徳川綱吉の「定」に、「於興山寺内、東照宮御供領百石充行之訖」とあり、また「於大徳院内、東照宮之御供領百石、台徳院之仏殿領百石、合弐百石充行之訖」 <sup>44)</sup> とある。

### 5. 寺領支配のしくみ

秀吉が寄進した寺領は、高野山金剛峯寺にあてて出されているが、学侶方・行人方・聖方の3派にあてては出されていない。だが、徳川家康が慶長6年(1601)5月21日付で2万1000石を安堵した朱印状は、学侶方・行人方に寺領の支配分担を記している。学侶方へは、7500石を衆徒中、2000石を青厳寺領(うち1000石は碩学衆配分)で、合計9500石である。一方行人方へは、2000石は奥院、1000石は修理料、1000石は興山寺領、7500石は行人方となっており、合計1万1500石と寺領配分は原則的に確定し450、将軍の代がわりのとき、幕府から朱印状を下付された。東照宮御供領・奥院領・修理領・興山寺領は行人方の職掌として行人方が管理した。さらに寛永期に東照宮御供領100石が加えられ、寺領は1万1600石となっている(表4)。奥院領には鞆渕組3か村・毛原組5か村・大原・黒川村2か村があてられた45。それぞれの朱印状には、「右全可収納、並寺領之竹木人足等…先判之旨、永不可有相違者也」と記されており、これまでの朱印状を引き継いでいる。それにもかかわらず学侶・行人両派の対立は、元禄5年(1692)に幕府が学侶方の主張を認めて行人方を弾圧する裁断を下して決着するまで続いていた470。元禄7年以後は、もともと行人方の職掌であった修理領は学侶・行人両派の共同の職掌となったので、行人方から2000石を修理領へ移している(表4)。

(金剛峯寺編『高野山文書』第3巻より作成)

	(家康)	(秀忠)	(家光)	(家綱)	(綱吉)	(吉宗)
	慶長 6.5.21	元和 3.9.10	慶安 2.9.21	寛文 5.7.11	元禄 7.11.2	享保 3.7.10
東照宮御仏供領	_	_	100 石	100 石	100 石	100 石
奥院	2000 石					
修理領	1000 石	1000 石	1000 石	1000 石	3000 石	3000 石
東山寺 文殊院	1000 石	1000 石	580 石	580 石	580 石	580 石
六人組領	1000	1000 A	420 石	420 石	420 石	420 石
行人方	7500 石	7500 石	7500 石	7500 石	5500 石	5500 石
<u></u>	11500 石	11500 石	11600 石	11600 石	11600 石	11600 石

表 4 将軍朱印状からみた行人法の職掌

「六人組頭」は組頭をつとめる6か院に与えられる六人衆監料

こうして高野山は、山内における学侶方と行人方の教団組織の根幹にかかわる対立や封 建領主としての年貢・夫役の徴収など寺領支配の問題は、幕府の寺社奉行所の管轄下に置 かれ、重要な問題は評定所で処理された。

一方高野山には、山内の重要な法要や祭礼など宗教的な諸行事が多く行われていた。また、山外の天野社の祭礼や慈尊院の屋根葺き替えなど多彩な内容にまで高野山はかかわっていた <sup>48)</sup>。それらを実施するには、朱印状の枠を超えて寺領内の村々を編成しなければならなかった。しかし、重要な法令や祭礼もなかなかまとまらず、その後も学侶方と行人方は対立を繰り返した。教団の法要や祭礼は幕府の朱印状とは直接関係がなかったからであった。

高野山寺領を『紀伊続風土記』によって整理すると、紀ノ川南岸の伊都郡と那賀郡の両郡にまたがる全118か村が学侶方・行人方・修理方の3派に分割して支配されている。『紀伊続風土記』に掲載されている寺領の村々の村高を集計すると、伊都郡の高野山寺領は69か村、6704石5斗余、また那賀郡の高野山寺領は88か村、1万3822石1斗余で合計157か村、2万526石6斗余である。そのうち学侶方は80か村、9262石4斗(伊都郡47か村4223石7斗余、那賀郡33か村、5038石7斗余)、行人方は70か村、8430石1斗余(伊都郡16か村2352石9斗余、那賀郡54か村、6077石2斗余)、修理方10か村、2855石9斗余(伊都郡5か村127石9斗余、那賀郡5か村、2728石余)となっている。徳川家綱朱印状(目録)や徳川綱吉朱印写(目録)、徳川吉宗朱印写(目録)などにおいても東照宮御供領100石は「紀伊国伊都郡内」、奥に領2000石は「同国那賀郡内」、修理領1000石は「同国那賀郡内」、

方7500石は「同国伊都那賀両郡内」と記されている。

学侶方と行人方では寺領の支配形態に違いがあった。学侶方には村に「地頭」と呼ばれる複数の支配寺院があった。行人方は特定の村を知行地にする形をとらず、上通・中通・下通の寺格に応じて院料を与えていた<sup>49)</sup>。

したがって、学侶方の村には蔵下庄屋(納庄屋)があったが、行人方の村には村庄屋はいたが、蔵下庄屋はいなかった。「行人領は組を立、一組の長を置いて興山寺に統治す」<sup>50)</sup> とあり、数か村で「組」を編成して支配した。行人方には清水組・八か組(九度山村・山崎村・教良寺村・三谷村・兄井村・寺尾村・平沼田村・皮張村)、麻生津組・友渕組・大原・黒川村・小川組・神野組・志賀野組・毛原組があった。組には清水組や麻生津組のように大庄屋が置かれている組と置かれていない組があった<sup>51)</sup>。高野山寺領では、組は行政単位としての公的な呼称ではなかった。したがって 18 世紀頃には、組と呼ばれたり荘と呼ばれたりしていた。

寺領の村々へは、山上の衆議などで決定したことが、行人方では興山寺惣分から触達せられている。「清水組川筋村々」とあるように、紀ノ川筋南岸の清水組・八か組・麻生津組・友渕組・大原・黒川村と順々に通達が廻された。また、学侶方は、野上谷では「南郷」として真国庄・細野庄・猿川庄・長谷庄と伊都郡の花坂村・湯川村・花園村を、「北郷」として伊都郡の慈尊院村・天野村・古佐布村・細川村・椎手村から四村庄をいい、他に那賀郡安良見・杉原村から安楽川庄に分かれていた。

### まとめ

天正 13 年の豊臣秀吉の紀州攻めに、高野山は全山焼き討ちを免れて存続したが、中世 以来の広大な荘園は剥奪された。豊臣政権は、高野山に対して大きい影響力を有している 木食応其に、権限を与えて全山の統治を支援し、山内の「兵僧分離」を貫徹した。

豊臣政権は、山上の伽藍の再建修復に力を注いだので要人も多く登山をしているが、高野参詣の基点にあたる橋本は、木食応其によって開発が進められ、河内・大和両国方面への陸路や紀ノ川の船運の要衝として発展していく。

近世の高野山寺領は、紀伊国の伊都・那賀両郡のうちの紀ノ川南岸と支流貴志川流域の村々からなり、一部の平野部を除きほとんどが山間の村々であるが、天正検地時の地域(村)の具体的な分析と実証が可能である。検地の結果、検地目録が作成されているが、記載されている地域(村)は、近世の村と同じ名称の村も多く含まれているものの、近世の村の範囲よりもはるかに大きく、『紀伊続風土記』に記されている「荘」「郷」に該当する地域である。天正検地は、「荘」「郷」を構成する範囲の地域でその下位の地域(村)を集合して検地目録を作成するが、それは、豊臣政権が領国支配を貫徹して封建領主とし

ての高野山に所領を給付するために行う地域(村)の把握のためである。

一方高野山の地域(村)の把握は、それとは異なり、年貢・夫役の課徴の村として地域(村)と人民を把握し、また山上での諸宗教行事に必要な費用や人足をかり集める寺領の村としての把握である。もちろんそれは、豊臣政権やのちの徳川幕府が発した検地目録や朱印状に基づいて行われているが、これらの荘・郷の範囲の村落構造は、高野山の諸負担の組織化や農業生産の向上を繰り返しながら、慶長6年の浅野氏による本藩領の総検地が実施された頃には、高野山領においても荘・郷を構成する地域の下位の地域(村)は近世の村に再編されていった。

高野山には、行人方・学侶方の2大勢力と聖(修理)方の3派の教団内部の身分による区分があり、寺領支配の分担をめぐって対立を繰り返した。行人方と学侶方では寺領の支配形態に違いがあった。学侶方には、村に「地頭」と呼ばれる複数の支配寺院があったが、行人方は特定の村を知行地にする形態をとらず寺格に応じて院料を与えた。このように近世の高野山寺領の村々と領主としての高野山の支配のしくみにまだまだ解明されていない事柄も多く、今後の課題としなければならない。

### 注)

- 1) 神亀法寿「百姓を中心に見たる近世の高野寺領」(『社会経済史学』2-10 1933年)
- 2) 関山直太郎「文政六年の高野山百姓強訴一件」(『紀州経済史研究叢書』4、1955年)、 安藤精一「近世高野山領農村の村役人選挙と経済的基盤」(『日本歴史』84、1955年)、 安藤精一「近世高野山領の百姓一揆一享保十年の強訴一」(『日本歴史』184、1963年) など のち安藤精一『近世農村史の研究』に所収、1984年)
- 3) 和多昭夫「木食応其考」(『密教文化』55、61、1961·62年)
- 4) 矢田俊文「天正十九年高野山領の検地と村」(『和歌山県史研究』18、1991年)、のち矢田俊文『日本中世戦国期の地域と民衆』に所収、2002年)
- 5) 小山誉城「近世高野山の成立と寺領支配」(安藤精一編『紀州史研究』 5 所収、1990 年)・前田正明「天正一九年の高野山領の検地について」(『和歌山地方史研究』 54、2008 年)
- 6)『貴志川町史』一巻(1988 年)、『粉河町史』通史編(2007 年)、『かつらぎ町史』通史編(2006 年)、 『九度山町史』通史編(2009 年)など
- 7)「続宝簡集」71「821豊臣秀吉朱印状写」
- 8)「続宝簡集」71「822 高野山初度御判読状写」
- 9) 『かつらぎ町史』 通史編 493 頁
- 10)「続宝簡集」37「337豊臣秀吉事書」

- 11) 金剛峯寺編『高野山文書』第三巻「豊臣秀吉朱印状」
- 12) 『高野春秋』「普門院日記」
- 13)「続宝簡集」51「406 興山上人応其覚書」
- 14) 前掲『かつらぎ町史』通史編 495~496頁
- 15)「続宝簡集」50「404 興山上人応其書状」
- 16) 『九度山町史』、316頁
- 17) 『橋本歴史研究会報』 99 号 (1999 年 3 月)
- 18) 橋本市教育委員会『東家館跡発掘調査概報』および大岡康之「東家館跡」(『和歌山地方史研究』25・26 合併号 1994 年)
- 19)「又続宝簡集」133、「諸庄公役書上」
- 20) 『城一和城研 10 周年記念誌』(和歌山城郭調査研究会編 1998 年 8 月) 所収の岩倉哲夫「伊都郡 東家館の考察-- 史実と伝承--」に考証されている
- 21)『和歌山県史』中世史料一(和歌山県 昭和50年刊)、「相賀荘惣社大明神事帳写」
- 22) 前掲『和歌山県史』中世史料一所収の「芋生家文書」の「遊佐長教書状」に「於隅田庄塩口事、 芋牛隼人被仰付候」などとある
- 23)『橋本市史』近世史料 I (橋本市、平成 19年) 49頁
- 24) 前掲『橋本市史』近世史料 I 51 頁
- 25) 前掲『橋本市史』近世史料 I 61~67頁
- 26) 和歌山県立博物館『木食応其一秀吉から高野山を救った僧一』(平成20年)99頁
- 27) 前掲前田正明「天正一九年の高野山領の検地について」
- 28) 「続宝簡集」 37 「337 豊臣秀吉事書」

なお『フロイス日本史』(松田毅・川崎桃太訳、中央公論社)には、フロイスは高野山について、「この僧院は十二万俵の収入を得ているが、それは莫大な額であり…その収入から十万俵を接収し当座のためわずか 2 万俵を許可することを決めた」とある。12 万俵=48万斗(4.8万石)で、秀吉が推定した寺領五万石はほぼ正確な額である(岩倉哲夫氏の教示による)。

- 29) 前掲金剛峯寺編『高野山文書』第三巻「178豊臣秀吉朱印寺領方目録」
- 30) 前掲金剛峯寺編『高野山文書』第一巻「158 高野山寺領注文」
- 31) 前掲『日本中世戦国期の地域と民衆』358 頁に『義演准后日記』慶長二年三月十五日条「紀州清水ニ至一宿、上人領知也」とある
- 32) 寛文 10 年 4 月「起請文端書之事」に清水村 3 か村から向副村 3 か村への書状が提出されている。 その他の文書にも「清水村三か村」「向副村三か村」がみられる
- 33)「続宝簡集」36「340豊臣秀吉高野山寺領朱印状」
- 34) 金剛峯寺編『高野山文書』第一巻 「79 増田長盛下知條々」
- 35) 矢田俊文氏は豊臣期の「村」は近世の「村」よりも規模が大きく、『紀伊続風土記』の編者が認

定した村を数村含む規模の村である。前掲『日本近世戦国期の地域と民衆』257頁

- 36) 前掲『日本中世戦国期の地域と民衆』246~247頁
- 37)「又続宝簡集」136、「1929 猿川庄収納支配日記」
- 38) 前掲『日本中世戦国期の地域と民衆』247~248頁
- 39) 『粉河町史』第一巻(粉河町 平成15年)512頁
- 40) 金剛峯寺編『高野山文書』第四巻「212徳川家康領知判物写」
- 41) 前掲『高野山文書』第四巻「213徳川秀忠朱印写」
- 42) 前掲『高野山文書』第四巻「214徳川家光朱印写」
- 43)『紀伊続風土記』第二冊(天保 10年)179頁「中道村」の項
- 44) 前掲『高野山文書』第四巻「222 徳川綱吉黒印写」
- 45) 金剛峯寺編『高野山文書』第四巻 171 頁「徳川家康領知判物写」
- 46) 前掲『かつらぎ町史』通史編 526 頁
- 47) 笠原正夫『紀州藩の政治と社会』(清文堂出版 2004)
- 48) 前掲『九度山町史』318頁
- 49) 前掲『かつらぎ町史』通史編 634 ~ 635 頁
- 50) 前掲『紀伊続風土記』第二冊
- 51) 清水組には萱野氏、麻生津組は間江野氏が大庄屋であった。

### (付記)

本稿をまとめるにあたり、橋本市史編纂委員会室および田辺市大塔村史編纂室の協力を得たことをお礼申しあげる。